

税の優遇措置

【個人の場合】

1) 所得税法上の寄付金控除

確定申告時に、税額控除制度または所得控除制度のどちらか一方の制度を選択し、手続きをすることにより税の優遇を受けることができます。[平成 23 年度税制改正]

○税額控除制度

$$\text{控除対象額} (\ast 1) = (\text{税額控除対象寄付金} (\ast 2) - 2 \text{ 千円}) \times 40\%$$

※1 控除対象額は、所得税額の 25%を限度とします。

※2 寄付金支出額が、総所得金額等の 40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

$$\boxed{\text{税額}} - \boxed{\text{税額控除額}}$$

- ・寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄付に対しても減税効果大きい。

○所得控除制度

$$\text{所得控除額} = \text{寄付金額} (\text{当該年分の総所得金額等の 40\%相当額を限度}) - 2 \text{ 千円}$$

課税所得

$$(\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}}) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

- ・所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方の減税効果大きい。

※税額控除制度の適用を選択する場合は、「本法人発行の領収書」に「税額控除に係る証明書（写し）」を、所得控除制度の適用を選択する場合は「特定公益増進法人証明書（写し）」を添付して所轄税務署に申告してください。

※新入生のご父母が入学した年に寄付をされた場合は、税法上「学校の入学に関してなす寄付金」とみなされ、所得税の寄付金控除の対象にはなりませんのでご了承ください。（入学の翌年 1 月 1 日以降は寄付金控除の対象となります。）

2) 個人住民税の寄付金税額控除

学校法人神奈川大学は神奈川県、横浜市、平塚市、秦野市のほか神奈川県内の市町村から「寄付金税額控除対象法人」として指定を受けていますので、次のとおり個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

住民税控除額＝（寄付金額－2千円）× 控除率※
（控除対象となる寄付金額は、当該年分の総所得金額等の30%相当額が限度となります。）

※控除率 都道府県が指定した寄付金 ……4%
市区町村が指定した寄付金 ……6%
（都道府県と市区町村の双方が指定した場合は10%）

寄付者が政令市在住の場合には控除率が変更（平成29年1月1日以降の寄付金が対象）となります。各市町村によって条例指定が異なりますので、詳細は住民税を納税されている自治体にお問い合わせください。